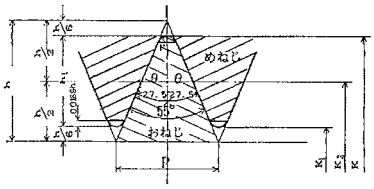
別表第五　ねじ式差し口の差し金具及びねじ式受け口のしめ輪のねじの基本寸法（第九条及び第十条関係）

単位 ミリメートル

呼称	ねじの呼び N	ねじ山数（25.4mmにつき） n	ピッチ p	おねじのねじ山の高さ h_1	丸み r	山の半角度（度） θ	有効径 K_2	おねじの外径（めねじの谷の径） K	おねじの谷の径（めねじの内径） K_1
150	175	4	6.350	4.066	0.872	27.5	170.934	175.0	166.868
140	165	4	6.350	4.066	0.872	27.5	160.934	165.0	156.868
125	150	4	6.350	4.066	0.872	27.5	145.934	150.0	141.868
115	140	4	6.350	4.066	0.872	27.5	135.934	140.0	131.868
100	122.5	4	6.350	4.066	0.872	27.5	118.434	122.5	114.368
90	110	4	6.350	4.066	0.872	27.5	105.934	110.0	101.868
75	95	4	6.350	4.066	0.872	27.5	90.934	95.0	86.868
65	82.5	5	5.080	3.253	0.697	27.5	79.247	82.5	75.994
50	60	8	3.175	2.033	0.436	27.5	57.967	60.0	55.934
40	48	8	3.175	2.033	0.436	27.5	45.967	48.0	43.934
30	40	8	3.175	2.033	0.436	27.5	37.967	40.0	35.934
25	34	8	3.175	2.033	0.436	27.5	31.967	34.0	29.934
20	25	10	2.540	1.626	0.349	27.5	23.374	25.0	21.748



別表第六　ねじ式受け口のしめ輪のめねじの寸法差（第十条関係）

単位 ミリメートル

呼称	ねじの呼び N	谷の径 K 上の寸法差	谷の径 K 下の寸法差	有効径 K_2 上の寸法差	有効径 K_2 下の寸法差	内径 K_1 上の寸法差	内径 K_1 下の寸法差
150	175	規定しない	規定しない	+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
140	165			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
125	150			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
115	140			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
100	122.5			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
90	110			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
75	95			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
65	82.5			+0.38	+0.08	+1.30	+0.84
50	60			+0.30	+0.06	+0.90	+0.54
40	48			+0.30	+0.06	+0.90	+0.54
30	40			+0.30	+0.06	+0.90	+0.54
25	34			+0.30	+0.06	+0.90	+0.54
20	25			+0.24	+0.06	+0.63	+0.44

注：　めねじの谷の径の下の寸法差は規定しないが、谷底と丸形のおねじの外径の最大寸法との間に、多少のすきまを設けるものとする。

○総務省令第二十四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十一年自治省令第十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　変流器（第十一条―第二十三条）
第三章　受信機（第二十四条―第三十六条）
第四章　雑則（第三十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この省令は、漏電火災警報器の変流器及び受信機の技術上の規格を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　漏電火災警報器　電圧六百ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であって、変流器及び受信機で構成されたものをいう。

二　変流器　警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。

三　受信機　変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。

四　集合型受信機　二以上の変流器と組み合わせて使用する受信機で、一組の電源装置、音響装置等で構成されたものをいう。

（変流器の種別）

第三条　変流器は、構造に応じて屋外型及び屋内型に分類する。

（一般構造）

第四条　漏電火災警報器は、その各部分が良質の材料で造られ、配線及び取付けが適正かつ確実になされたものでなければならない。

2　漏電火災警報器は、耐久性を有するものでなければならない。

3　漏電火災警報器は、著しい雑音又は障害電波を発しないものでなければならない。

4　漏電火災警報器の部品は、定格の範囲内で使用しなければならない。

5　漏電火災警報器の充電部で、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならない。

6　漏電火災警報器の端子以外の部分は、堅ろうなケースに収めなければならない。

7　漏電火災警報器の端子は、電線（接地線を含む。）を容易かつ確実に接続することができるものでなければならない。

8　漏電火災警報器の端子（接地端子及び配電盤等に取り付ける埋込用の端子を除く。）には、適当なカバーを設けなければならない。